代表質問

未来市川

竹内　清海
国松ひろき
堀内しんご
〔総括質問者〕ほとだゆうな
大久保たかし

（仮称）言語探究科

問　教育振興大綱具体化パッケージで示された（仮称）言語探究科は、小中一貫で、総合的な学習の時間、国語、英語を一体的に取り扱う新しい教科であり、実際の現場で成立させるためには、教員の指導体制の整備も極めて重要と感じている。（仮称）言語探究科の導入に向けて、教員が複数領域を扱えるようにするための研修や、校内での指導体制づくり、外国語指導助手との連携など、市としては教員に対し、どのような支援体制を整えていくのか。

答　（仮称）言語探究科は次期学習指導要領改訂を見据え、教育課程を柔軟に変更できる教育課程柔軟化サキドリ研究校で試行実施したいと考えている。その中で、必要な措置等を検証し、研修や情報提供等を通じて、教職員を支援していきたい。

次期クリーンセンター

問　他市のクリーンセンターを視察した際、子どもたちがゲーム感覚でごみ処理の流れを学べる体験型の展示など、学びと理解を促す工夫が非常に充実していると感じた。本市でも、体験型のコンテンツや分かりやすい展示等の五感で学べる環境学習設備が期待されるが、こうした学習機能の強化について、市ではどのような検討を行っているのか。

答　地上約36ｍの屋外展望スペースからは、焼却炉等のプラント設備を間近で見学することができ、施設の熱や音等を感じ、ごみの焼却や発電などの流れを体感できるようになっている。また、屋内には、ごみの減量や資源化など本市の目指す将来像を楽しく学べるよう、体験型ゲーム等、充実したコンテンツを計画している。これらの学習設備を通じ、多くの見学者が環境問題を自分事として捉え、資源循環型都市の実現に向けて共に行動するきっかけとなるよう工夫していく。

次期クリーンセンター（完成イメージ図）

日本共産党

清水みな子
廣田　徳子
〔総括質問者〕やなぎ美智子

生活保護の扶養照会

問　親族に扶養照会をされたくないため、生活保護の申請を諦める人が少なくないと言われているが、本市は扶養照会率が高く、生活保護制度を利用しづらくしていると考える。新聞社が行った調査では、無用な扶養照会をしない自治体が増えており、中野区では照会率が5・5％まで減少し、扶養照会が親族による金銭的援助につながった事例は平均０・７％とのことである。令和３年に扶養調査の運用の見直しがなされたが、本市の扶養照会率は、どの程度変化があったのか。また、扶養照会により、親族からの金銭的援助につながった件数について問う。

答　本市の扶養照会率については、令和４年度は65・７％で４３０４世帯、５年度は66・９％で４３８２世帯、６年度は63・１％で４２５０世帯となっており、運用見直し後の照会率の変化については、４年度と６年度を比較すると２・６％減少している。また、４年度から６年度の期間では、扶養照会の結果、新たに扶養義務者から金銭的支援を行う申し出はなかった。

市が配布している生活保護のしおり（表紙）

創生市川・自民党第２

中山　幸紀
〔補足質問者〕細田　伸一
〔総括質問者〕加藤　圭一
青山ひろかず

市立美術館の持続的な運営

問　本市では美術館構想が進んでいるが、市立美術館の持続的な運営のためには、経営的視点が重要である。例えば、佐倉市にあるＤＩＣ川村記念美術館は、令和７年３月31日をもって休館し、一部の所蔵品を公益財団法人国際文化会館に移し、規模を縮小して運営を続けている状況である。また、美術館は経営の難しさが凝縮された施設であるということが書かれている書籍もある。こうした経営環境の厳しさを踏まえると、美術館の存続のためには美術館のファンを増やし、多種多様な人を対象にして、リピーターや収益を確保することが重要であり、資金面での支援を期待できるファンを対象としたメンバーシップ制度等は有効な手段と考える。そこで、集客を見込む方法として本市が参考としている事例はあるのか。

答　全国の美術館において、収支バランスを意識した運営は大きな課題であり、一般的には多くの集客が見込める人気や話題性のあるアーティストの特別展を定期的に開催したり、ミュージアムショップを充実させ、グッズや図録などの販売により収入を増加させたり、ワークショップを有料で開催するなどの取り組みがなされている。また、一部の美術館では、企業や個人からスポンサー収入を得るスポンサーシップ制度や協賛事業の展開、入館者へのサービス向上を目的とした年間パスポートなどの会員制度を実施しており、一定の効果を得ているようである。

美術館で開催されたワークショップ（千葉県立美術館 提供）

傍聴のご案内

本会議と委員会は、原則として公開されており、自由に傍聴できます。

●本会議の傍聴（94席）
会議当日に市役所第１庁舎７階の受付へ直接お越しください。住所・氏名を記入するだけで入場できます。

●委員会の傍聴（各７席）
第１庁舎６階の議会事務局で受け付けした後、委員会室等へご案内します。

※傍聴時は、傍聴券の裏面に記載してある注意事項をお守りください。